

電気自動車等の整備業務における特別教育のご案内

ハイブリッドカーや電気自動車の高電圧部分のメンテナンスをするには、労働安全衛生法に基づく「電気自動車等の整備業務における特別教育」を受けた者でなければなりません。

そこで労働安全衛生法第59条の趣旨に基づく、「電気自動車等の整備業務における特別教育」を次の要領で開催します。

なお、受講は3級整備士以上をお持ちの方に限ります。(教育時間を一部短縮するため)

また、本研修は、これまでに実施してきました「低圧電気取扱い作業に関する特別教育」に替わる研修となります。

よって、過去に「低圧電気取扱い作業に関する特別教育」を受けている方は受講の必要はございません。

1. テーマ 「電気自動車等の整備業務における特別教育」
2. 開催日時 令和2年12月10日(木) 9時～16時
3. 開催場所 大分県自動車整備振興会教育センター
4. 定員 40名(先着順) ※3級整備士以上をお持ちの方に限ります
5. 受講料 4,000円
6. 締め切り 令和2年11月24日

受講ご希望の方は、下記の事項をご記入し、自動車整備士合格証書のコピーを添え、郵送またはFAX(097-556-7894)でお願いします。先着40名の方には受講票を一週間前までに送付します。それ以外の方は別途連絡します。

電気自動車等の整備業務における特別教育の申込書

令和2年 月 日

支 部 名		認証番号	5 -
事 業 場 名 称			
〃 電 話 番 号			
〃 F A X 番 号			
氏 名			
生 年 月 日			

※自動車整備士合格証書と一緒にFAXまたは郵送してください。

※FAX番号(097-556-7894)は振興会教育指導課の直通番号です。

※振興会本部のFAX番号に送信しないようお願いします。